

議案第100号

町の区域を新たに画することについて

狭山市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

上広瀬西久保土地区画整理事業の工事完了に伴い、換地処分後の整備された道路界に合わせ、町の区域を新たに画したいので、この案を提出するものである。

別 紙

変 更 調 書

広瀬台四丁目を画する区域

大字根岸字大道東644の2、644の5、645の3、645の5、646の3、646の6、647の4、647の5、648の4、649の6、649の23、649の25、649の29から649の31まで、大字下広瀬字上久保736の1、736の2、大字上広瀬字西中原1105の5、1106の3、1107の3、1111の4、1112の2、1117の2、字西久保1118、1120の1、1122、1123の1、1123の2、1124の1、1124の2、1125の1、1125の2、1126、1127、1129から1131まで、1132の1から1132の4まで、1133、1134の1、1135から1138まで、1139の1から1139の5まで、1140、1141の1、1141の2、1142の1、1142の2、1143の1から1143の3まで、1144の1から1144の4まで、1145の1から1145の4まで、1146から1148まで、1176の1から1176の10まで、1177の1から1177の9まで、1178、1179の1、1180から1184まで、1185の1、1185の2、1186の1、1186の2、1186の6から1186の10まで、1187の1から1187の3まで、1188、1189、1190の1から1190の3まで、1191から1194まで、1196、1197、1198の1から1198の3まで、1199の1、1199の2、1200の1、1200の2、1201の1、1201の2、1202の1、1203から1213まで、1214の1、1214の2、1215の1、1216の1、1217の1、1217の4、1217の5、1218、1220の1、1220の8、字西原1222の1、1222の4から1222の9まで、1223の1、1223の5から1223の9まで、1224の1から1224の3まで、1224の5から1224の10まで、1225の1、1225の3、1225の4、1226の4、字東久保591の73、広瀬台三丁目735の2、1149の1、1150の1、1151の27、1171の2、1173の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

(令和2年8月27日調査)